

## 実践編(2) 進化・深化する司法書士の取り組み

### Ⅰ 各種団体を通して取り組まれる司法書士の法教育活動

福本和可（大阪司法書士会）

司法書士として法教育に関わってみたいが、どこでどんなことをやっているのだろうか？と疑問に思う方もいらっしゃると思います。ここでは、各種団体における取り組みをご紹介します。

#### (1) 司法書士会が行う法教育活動

##### 1. 司法書士会からの講師派遣

現在、多くの司法書士会に法教育に関する委員会等が組織され、法律講座の開催等、法教育推進が取り組まれています。実際に法律講座を開催した司法書士会は、2020年度には37会、講師派遣の件数は224件でした。これは新型コロナウイルス流行後の数字であり、流行前の2019年には44会が533件を派遣しました\*1。

講師の派遣先としては、高等学校への派遣が最も多数ではありますが、それ以外にも小学校、中学校、専門学校、短期大学、大学、特別支援学校、児童養護施設、こども食堂、老人ホーム等、さまざまな場所へ派遣されています。

司法書士が行う法律講座のテーマは、借金や悪質商法等の消費者問題のほか、労働・アルバイト、契約の基礎、インターネットトラブル、主権者教育など多岐にわたります。

選挙権年齢引下げや民法の成年年齢引下げなどの法改正時には、学校の先生方も、「生徒に教えなければいけないが、自分たちもどう理解をして話せばいいかわからない」と対応に悩まれるようで、「専門家から説明してほしい」といった依頼が増加します。

##### 2. 教材について

教材については、日本司法書士会連合会等が制作したものが使用される場合もありますが、司法書士会や講師個人が独自に制作したものを使用することもよくあり、みなさん工夫をして取り組んでおられます。

東京司法書士会では、学校との打ち合わせを経て、毎回オーダーメイドで作成しているそうです。大阪司法書士会では、寸劇のシナリオを準備して生徒に演じてもらい、それについて司法書士が解説するというスタイルも、よくとられています。岡山県司法書士会では、特別支援学校での法教育に力を入れておられ、教材作成の際には専門家の意見を取り入れて、障がいがあるこどもたちにも理解しやすい教材を作成しているようです。

講師が一方向的に話すのではなく、参加型の教材を使用するなどして、できるだけ楽しみながら学べる工夫をしている講師も多いのではないのでしょうか。

基本的に派遣される講師の数は、1校あたり1人～2人程度が多いようですが、学校によってはクラス別開催を希望されることもあり、そのような要望に応じて多数の講師を一度に派遣している司法書士会もあります。

### 3. 司法書士会が法教育を行うメリット

司法書士会が法教育に取り組む場合のメリットとしては、多くの学校に案内を送ることができ、その結果、多くの学校から申し込みを受けることができるという点や、継続的に安定して開催し続けることが可能になるというような点が挙げられるのではないのでしょうか。また、「司法書士会」という、公に準ずるような団体からの案内であれば、教員の方にも安心してご依頼いただくことができるのではないのでしょうか。

実際、数多くの学校から申し込みが寄せられ、その中には毎年、恒例開催されているような学校もありますし、教諭によっては転勤先の学校から申し込んでくださる方もおられます。派遣される講師としても、個人としてではなく「司法書士会」の看板を背負って派遣されることとなりますので、そうした教員の方々からの信頼を裏切らないよう、各司法書士会では研修会を開催するなどして講師養成を行っているものと思います。

### 4. 親子法律教室

毎年恒例のイベントとして、「親子法律教室」を行っている司法書士会も多く存在します。これは、小学生（対象学年は司法書士会によって異なる）を対象とし、親子で参加してもらうイベントで、紙芝居などを教材として、法的なものを見方を知ってもらうことを目的としています。

教材としては、福岡県司法書士会制作の「解釈のちから」<sup>\*2</sup>やその続編として日本司法書士会連合会が作成した「相談のちから」「提案のちから」が広く使用されていますが、広島司法書士会、京都司法書士会、奈良県司法書士会等、独自の教材を制作する司法書士会もあり、各会工夫をして取り組んでいます。

グループ分けをして、司法書士がチューターとなり、和やかな雰囲気で行われるこのイベントは各地で好評を博しており、定員に対して倍の申し込みがある司法書士会もあるほどです。新型コロナウイルス流行後には集合形式での開催が難しくなりましたが、各会知恵を絞り、Zoom等を使用したオンラインで開催するなどして継続しています。

## (2) 若手司法書士の団体が行う法教育活動

### 1. 青司協・青年会等からの講師派遣

全国各地に青年司法書士協議会や青年会と呼ばれる若手司法書士の団体がありますが、これらの団体（以下、「青司協・青年会等」という）でも、法教育活動は行われています。なかには司法書士会との共催で行っている場合もあります。

司法書士会が高等学校等の学校での法律講座を行うのに対し、青司協・青年会等では、社会的養護のこどもたちが親と離れて暮らす児童養護施設や、地域の中でこどもたちに食事を無償または低額提供するこども食堂等で行う、といったように、開催場所が分担される場合も多いようです。

青司協・青年会等から講師派遣する場合は、会員を多く募ることができ、一方的に講義を行うというよりは、会員がこどもたちの間に入って楽しい雰囲気の中で講座を行うことができる

のが、メリットといえます。

予算やマンパワーの関係から、1年間で開催できる数は限られてきますが、施設との関係性を保ち、毎年同じ施設から依頼がある、という青司協・青年会等も少なくないようです。

## 2. 児童養護施設での法律講座

青司協・青年会等が行う児童養護施設での法教育は、司法書士会が行う法教育と比べて、学びの場や方法の枠組みの設定がゆるやかで、より自由な印象を受けます。一応対象年齢を高校生に定めている場合でも、そこに中学生が混じるときもあり、教材もクイズやゲームなど、遊びを交えながら学ぶものが多くみられます。

テーマも、先述したような司法書士会で行われているのと同様のテーマに加えて、「児童養護施設」という、こどもたちの生活の拠点である場所、という特性から生まれるニーズに応じたテーマや、少年法、デートDV等といった、それぞれの施設で現実起こったトラブルに対応するテーマを依頼されることも多いようです。

法教育の目的の一つに、「困ったら相談できる存在として司法書士を知ってもらおう」というものがあります。それはもちろん、学校で行う法律講座の場合も同じですが、頼れる親族のいないこどもたちが多く、退所すると自分の力で生きていかなければいけないという場合も少なくない児童養護施設の場合は、特に大きな意味をもちます。そういったこどもたちに司法書士を身近に感じてもらうことは、困ったときには相談できる人がいる、という安心感につながるため、非常に重要な取り組みといえます。

## 3. 全国青年司法書士協議会の取り組み

青司協・青年会等の中には、単独で、あるいは司法書士会と共同して法教育事業を開催することのできる青司協・青年会等もありますが、ノウハウ不足やマンパワー不足により、そういった事業の開催が困難な青司協・青年会等もあります。

そこで、全国の青司協・青年会等で構成される全国青年司法書士協議会（以下、「全青司」という）では、そういった青司協・青年会等の活動地域内にある児童養護施設に開催案内を送り、その依頼に対して、地元の青司協・青年会等に教材を提供したり講師を派遣したりする活動を行っています。また、全青司では法律講座で使用できる教材として、「[身近な法律ハンドブック](#)」\*3を作成、公開しているほか、公的支援が不足しがちな外国籍のこどもたちへの法教育活動として、朝鮮学校等にも法律講座の開催案内を送っています\*4。これらは、司法書士の法教育活動の裾野を広げるものとなっています。

また、全青司の主催による全国の法律講座の担当者交流会は、司法書士会、青司協・青年会等の垣根を超えて、法教育に取り組む司法書士どうしの情報を交換したり、悩みなどを共有したりする場として活用されています。

### (3) ブロック会が行う法教育活動

法律講座の開催は、基本的に司法書士会や青司協・青年会等がその所管の地域で行います。

よって、司法書士会のブロック会は講師派遣などの機能は担っていませんが、よりよい法教育活動を目的とした情報交換などを行うブロック会もあります。特にコロナ禍においての親子法律教室開催にあたっては、各司法書士会が Web 開催を行いました。どの会にとっても初めてのことでしたので、先行して行う司法書士会にブロック内の他の司法書士会から委員が参加するなど、ノウハウを共有して開催する例なども見られました。

ブロック会の中でも、近畿司法書士会連合会（以下「近司連」という）は、Web 上で法教育活動の取り組みを公開し、独自作成した教材を公表するなどの活動を行っています<sup>\*5</sup>。そのうちのパンフレット教材『自分のお部屋をさがさなきゃ！ 教えて！契約のこと』が、「公益財団法人消費者教育支援センター主催消費者教育教材資料表彰 2019 優秀賞」を、同じくパンフレット教材『マルチの毘』が、「公益財団法人消費者教育支援センター主催消費者教育教材資料表彰 2022 優秀賞」を受賞するなど、高い評価を得ています。

#### **(4) 司法書士法教育ネットワークでの法教育**

任意団体である「司法書士法教育ネットワーク」は、法教育を発展させたいと願う全国の司法書士が中心となって、2007 年（平成 19 年）に設立されました。

司法書士が会の垣根を超えて、そして賛助会員である学校教員の方々のご協力やご意見をいただきながら、現在まで活動しています。

近年では、民法改正による成年年齢引下げへの対応や、学習指導要領改訂に合わせた教材の開発に力を入れており、[小学生向け教材『売買契約の基礎をマスターしよう！』](#)<sup>\*6</sup>（「公益財団法人消費者教育支援センター主催消費者教育教材資料表彰 2020 優秀賞」「公益財団法人消費者教育支援センター主催消費者教育教材資料表彰 2021 消費者教育支援センター理事長賞」受賞）や、[中学生向け教材『消費生活の基礎をマスターしよう！』](#)<sup>\*7</sup>（「公益財団法人消費者教育支援センター主催消費者教育教材資料表彰 2022 優秀賞」受賞）は、教員が授業の中でも活用できる教材として、ホームページで公開しています。

教材開発者の中には、現役教員や元教員もおられ、実際の教育現場を知る方々と、法律専門職である司法書士が、それぞれの得意分野を活かしながら制作した、同ネットワークならではの教材といえるでしょう。

また最近では、離婚を経験した親子の支援団体や障害のある方の自立支援団体等、民間の団体とともに独自の法律講座も行っています<sup>\*8</sup>。これらは、法教育の新たなニーズに対応するという、先進的な試みといえます。

#### **(5) 個人が行う法律講座**

そのほかにも個人的なつながりを通して、個々の司法書士に対してさまざまな場所で、さまざまな個人や団体から法律講座の依頼がくることもあります。

老人ホームの職員に対する研修等も、広い意味では法律講座ともいえますし、筆者自身も、元不登校の若者のピアサポートグループで講座を行ったことがあり、司法書士自身も気づいていないニーズが、まだまだあるのではないかと考えています。

このように、司法書士が法教育活動を行う場は、さまざまな場所に準備されています。ぜひ、所属されている司法書士会、青司協・青年会等、司法書士法教育ネットワークに問い合わせてみてください。きっと、法教育に関心のあるみなさんを歓迎してくれることでしょう。

---

<注>

- \*1 日本司法書士会連合会「法教育『参考資料 司法書士を講師として派遣した学校数の推移』」、<https://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/education/> (2023年3月9日閲覧)。
- \*2 福岡県司法書士会法教育推進委員会制作、久保山力也編著『紙芝居で学ぶ法教育教材「解釈のちから」』（福岡県司法書士会、2012年）。福岡県司法書士会「紙芝居で学ぶ法教育教材『解釈のちから』のご案内」、<https://www.fukuokashihoushoshi.net/information/goods.html> (2023年3月9日閲覧)。
- \*3 全国青年司法書士協議会『身近な法律ハンドブック—これから社会へ出る皆さんへ。—』（2018年2月1日版）。全国青年司法書士協議会「よみもの・資料集DATA」、<https://zenseishi.com/contents/data.html> (2023年3月9日閲覧)にて公開。
- \*4 実践編(2)4. 松井直「外国につながる子どもたちへの法教育—朝鮮学校での法律教室の開催と外国語版身近な法律ハンドブックの作成—」もお読みください。
- \*5 近畿司法書士会連合会「近司連の取組み『法教育活動』」、<https://www.kinshiren.com/activity.htm> (2023年3月9日閲覧)。本文中で紹介した教材『自分のお部屋を探さなきゃ！教えて！契約のこと』、『マルチの罠』は、「法教育活動『法教育教材シリーズ』」にて公開。
- \*6 司法書士法教育ネットワーク新しい消費者教育教材検討会制作『小学校5・6年生の家庭科教科書で売買契約の基礎をマスターしよう！—18歳で成年を迎える子どもたちへの新しい学び』（2020年）。司法書士法教育ネットワーク「売買契約の基礎をマスターしよう」、[http://laweducation.sakura.ne.jp/textbook\\_for\\_primary\\_school.html](http://laweducation.sakura.ne.jp/textbook_for_primary_school.html) (2023年3月9日閲覧)にて公開。
- \*7 司法書士法教育ネットワーク新しい消費者教育教材検討会制作『消費生活の基礎をマスターしよう！』（2022年）。司法書士法教育ネットワーク「消費生活の基礎をマスターしよう」、[http://laweducation.sakura.ne.jp/for\\_junior\\_high\\_school\\_student.html](http://laweducation.sakura.ne.jp/for_junior_high_school_student.html) (2023年3月9日閲覧)にて公開。
- \*8 実践編(2)5. 前田道利「学校以外の団体等とのコラボレーション授業実践例—間違い以外は全部正解—」もお読みください。

---

<編集者注> 執筆者の脱稿後、本追補版公開までの間に、上記\*6 \*7 に記載の司法書士法教育ネットワーク公式サイトでの教材公開URLが、それぞれ下記のとおりに変更されました。

\*6 [https://houkyoiku.net/textbook\\_for\\_primary\\_school.html](https://houkyoiku.net/textbook_for_primary_school.html)

\*7 [https://houkyoiku.net/for\\_junior\\_high\\_school\\_student.html](https://houkyoiku.net/for_junior_high_school_student.html)